



		II 平成29年度準要保護認定基準																													
①都道府県	②市町村	(1)平成29年度における準要保護認定基準																				(2)(1)でソ、タ又はチに○をした場合、係数(倍率)、基準根拠及び目安額		(3)(1)でツに○をした場合、市町村民税課税最低限度額に掛ける係数(倍率)及び目安額		(4)(1)でデに○をした場合、その他の基準の内容	(5)その他	就学援助率			
		ア.生活保護法に基づく保護の停止または廃止	イ.市区町村民税の非課税	ウ.市区町村民税の減免	エ.国民健康保険料の免除	オ.国民健康保険料の減免または徴収の猶予	カ.児童扶養手当の支給	キ.保護者が職業安定所登録日雇労働者	ク.PTA会費、学費等の学校納付金の減免が行われている者	ケ.個人事業税の減免	コ.固定資産税の減免	サ.学校納付金の状態や、延滞、被服等が悪い者、学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者、	シ.経済的な理由による欠席日数が多い者	ス.保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者	セ.生活福祉資金による貸付け	ソ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額が変わると自動的に要件が変わるもの)	タ.生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの(生活保護の基準額を参照して額を定めているもの)	チ.特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に一定の係数を掛けたもの	ツ.市区町村民税(所得割又は均等割)課税最低限度額に一定の係数を掛けたもの	テ.その他	係数(倍率)	課税所得等の分類	基準額の時期	目安額(年額)	係数(倍率)				目安額(年額)		
該当団体	26	19	20	17	18	18	20	13	14	17	17	18	14	18	12	8	3	6	0	6	17	17	17	17	0	0	6	12	26		
宮崎県	宮崎市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.14	課税所得	前々年度	284					25%未満		
宮崎県	都城市																				1	課税所得	前々年度	244					15%未満		
宮崎県	延岡市																				1	課税所得 (税引き前)	その他	250					・係数(倍率)は新規は1.02倍以上、継続は1.10以上を否認。 ・平成24年末の基準を使用。	20%未満	
宮崎県	日南市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	課税所得	その他	240					【基準額の時期】特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	25%未満	
宮崎県	小林市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	その他	256					【基準額の時期】平成24年4月時点の保護基準額	20%未満	
宮崎県	日向市	○	○		○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	その他	308				「その他教育委員会が必要と認める者」と規定しているが、具体的な基準は設けていない。	(2)「基準額の時期」は、4年前の年度。	20%未満	
宮崎県	串間市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	課税所得	その他	157					【基準額の時期】特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	25%未満	
宮崎県	西都市	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	課税所得 (税引き前)	その他	239				直近3か月の収入資料	【基準額の時期】平成25年8月以前の保護基準額	10%未満	
宮崎県	えびの市																				1.2	その他	その他	218					【課税所得等の分類】総収入額 【基準額の時期】平成25年4月	15%未満	
宮崎県	三股町	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	その他	その他	231				その他生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に経済的に困窮していると教育委員会が認めるもの	【基準額の時期】特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額 【課税所得等の分類】特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額に所得以外の収入(児童手当、児童扶養手当、養育費等)を加えた額と比較	10%未満	
宮崎県	高原町	○					○														1	課税所得	前年度	220					【係数(倍率)】ひとり親である場合は、特別支援教育奨励費の保護基準額に掛ける係数(倍率)を1.3まで、それ以外は1.0までとしている。	20%未満	
宮崎県	国富町																													15%未満	
宮崎県	綾町		○				○																							15%未満	
宮崎県	高鍋町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	その他	前年度	240					【課税所得等の分類】収入(給与収入)を基準としている。	10%未満	
宮崎県	新富町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	課税所得	その他	220					【基準額の時期】特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額 【目安額】基本、所得金額が特別支援種学援助費の必要額測定に用いる保護基準額の1.1倍以下 ただし、世帯に年金受給者がいる場合は所得+年金収入額が1.14倍以下	10%未満	
宮崎県	西米良村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										5%未満	
宮崎県	木城町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											10%未満
宮崎県	川南町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											10%未満
宮崎県	都農町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.1	課税所得	3年前の年度	235					生活保護の基準に一定の係数を超えた場合でも、世帯の状況を総合的に判断して認定する。	10%未満	
宮崎県	門川町	○	○																		1.2	課税所得	前年度	287						15%未満	
宮崎県	緒塚村																													準要保護世帯の認定については、調査の時点で各地区の民生委員児童委員にご協力をいただき、家庭訪問の実施や申請意思の確認だけでなく、申請書の提出時には民生委員児童委員所見の記載もある。このため、所得など経済状況だけでなく、生活の実態や家庭の状況、健康状態などもふまえて判断している。	5%未満
宮崎県	椎葉村	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											5%未満
宮崎県	美郷町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1.2	課税所得	前年度	216							10%未満
宮崎県	高千穂町		○	○	○	○	○																							15%未満	
宮崎県	日之影町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											15%未満
宮崎県	五ヶ瀬町	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	1	課税所得	その他	234					・(サについて)学校長の所見欄あり。民生委員による所見欄あり。 ・保護者の死亡、離婚等による世帯の状況の変化または病気、火災、事故その他特別な事情により生活に困窮している世帯で教育委員会が認定するもの。	【基準額の時期】特別支援教育奨励費の必要額測定に用いる保護基準額	10%未満

		Ⅲ 平成29年度準要保護就学援助額																																					
		1. 小学校の就学援助額の単価(一人当たり年間支給額)																																					
		(1)項目毎の援助額																										(2)補足事項 (1)でその他に○をした場合、費目毎の援助額の内容を記入。その他補足事項											
①都道府県	②市町村	学用品費									新入学児童生徒学用品費等									通学費									修学旅行費										
		実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他	実費	支給平均額	現物支給	上限額	上限の金額	支給平均額	一定額	一定の金額	その他		
該当団体	26	0	0	0	9	10	9	18	18	0	0	0	0	8	8	8	19	18	0	1	1	0	3	3	3	1	0	0	4	4	0	19	19	19	4	3	0	11	
宮崎県	宮崎市						○	11,420									○	40,600					○	39,290	25,545					○	21,490	17,758							
宮崎県	都城市						○	11,420									○	20,470												○	21,490	17,797							・学用品費及び通学用品費 第1学年:9,190円 その他の学年:11,420円
宮崎県	延岡市						○	11,420									○	40,600					○	39,290	9,200					○	21,490	19,607							
宮崎県	日南市						○	11,420									○	40,600		○	31,000									○	21,490	21,490							
宮崎県	小林市						○	11,420									○	40,600												○	21,490	17,000							支給平均額については、29年度予算に計上した単価を記入
宮崎県	日向市						○	13,650									○	20,470												○	21,490	18,862							・学用品費は 通学用品費を含み、2～6年生は上記の一定額、1年生は11,420円。 ・修学旅行費の支給平均額は、28年度の実績額により記入。
宮崎県	串間市				○	11,420	11,276										○	40,600												○	21,490	16,833							
宮崎県	西都市						○	11,420									○	40,600						○	39,290	0			○	31,000									・修学旅行費については29年度予算に計上した単価。 ・通学費については支給実績無し。
宮崎県	えびの市						○	11,420									○	40,600												○	21,490	16,256							
宮崎県	三股町				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600														○	21,490	21,490							
宮崎県	高原町				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600														○	21,490	16,408							
宮崎県	国富町						○	11,420									○	40,600												○	21,490	21,490							
宮崎県	綾町						○	11,420									○	40,600												○	21,490	19,500							
宮崎県	高鍋町				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600													○	20,000								・通学用品費については学用品費とまとめて支給 ・支払平均金額は29年度予算に計上した単価にて入力	
宮崎県	新富町				○	13,650	13,650							○	40,600	40,600														○	21,490	21,490							平均支給額は平成29年度予算単価で計上
宮崎県	西米良村						○	11,420									○	40,600														○	10,000						
宮崎県	木城町						○	11,420									○	40,600												○	15,000	15,000							・学用品費には、学用品費、通学用品費、校外活動費、クラブ活動費、体育実技用具費等含む。 ・一定額は、当初認定者の場合の金額であり、途中認定者、転出者は、この額ではない。
宮崎県	川南町				○	11,420	11,420							○	40,600	20,470														○	21,490	21,490							支給平均額は平成29年度予算に計上した単価を記入
宮崎県	都農町						○	11,420									○	40,600												○	21,940	17,352							
宮崎県	門川町						○	11,420									○	20,470												○	21,180	18,415							
宮崎県	緒塚村						○	11,420									○	40,600														○	21,490						・修学旅行費～小学校隔年実施(H29実施年度)
宮崎県	椎葉村				○	11,420	11,420							○	40,600	40,600														○	11,490	11,490							
宮崎県	美郷町						○	11,420									○	20,470													○	21,190							
宮崎県	高千穂町						○	11,420									○	20,470												○	21,490	21,490							
宮崎県	日之影町				○	11,420	11,420										○	40,600	40,600										○	31,230								・通学費は支給対象外。	
宮崎県	五ヶ瀬町				○	11,420	11,420							○	20,470	20,470														○	28,372								平均支給額は平成28年度実績平均額



①都道府県	②市町村	IV その他			
		通学用服等の学用品等の購入等に関して、保護者負担軽減策として実施している(把握している)取組			自由記載欄
		ア. 特 取組を 行っていない(把握 していない)	イ. 取組 を行っている(把握 している)		
		イに○をした場合、その内容			
該当団体	26	25	1	1	1
宮崎県	宮崎市	○			
宮崎県	都城市	○			
宮崎県	延岡市	○			
宮崎県	日南市	○			
宮崎県	小林市		○	給食費の半額補助	
宮崎県	日向市	○			
宮崎県	串間市	○			
宮崎県	西都市	○			
宮崎県	えびの市	○			
宮崎県	三股町	○			
宮崎県	高原町	○			
宮崎県	国富町	○			
宮崎県	綾町	○			
宮崎県	高鍋町	○			
宮崎県	新富町	○			
宮崎県	西米良村	○			
宮崎県	木城町	○			
宮崎県	川南町	○			
宮崎県	都農町	○			
宮崎県	門川町	○			
宮崎県	緒塚村	○			【補足】 本町の自治公民館活動は、全国でも類を見ない「踏探方式」といわれる独自のスタイルをとっており、行政と地域の自治公民館が車の両輪にたとえられ、村民同士の相互扶助だけでなく、地域づくりも含めた社会的な課題まで包括する充実したもので、住民同士による密接なコミュニティが形成されています。また、過疎化や少子高齢化が進むにつれ、子どもは地域の宝的存在になっており、その健やかな成長を願うだけでなく、安全・安心な子育て環境など、子どもの現状に対する地域の目が常に注がれている状況にあります。 このため、過疎地域であるが故に定期異動のある学校職員だけでなく、より地域に密着している民生委員児童委員のご協力により、家庭訪問による聞き取りなどで各家庭の実情を把握し、年収等数字だけではなく、学校及び民生委員児童委員の意見を伺った上で就学援助の可否を総合的に判断しています。
宮崎県	椎葉村	○			
宮崎県	美郷町	○			
宮崎県	高千穂町	○			
宮崎県	日之影町	○			
宮崎県	五ヶ瀬町	○			